

同時発表：大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会
(事務局：国土交通省関東地方整備局)

令和6年11月8日
道路局道路交通管理課
参事官(有料道路管理・活用)
物流・自動車局自動車整備課

重量超過等違反車両の『首都圏大規模同時合同取締』を実施しました ～違反車両28台に対し行政指導等を実施～

昨日、国土交通省、警察、高速道路株式会社等は、首都圏に流入・通過する重量超過等違反車両を一斉に取り締まる合同取締を1都8県、21箇所を実施し、計測車両68台のうち、道路法違反車両27台等に対し、指導警告等を行いました。

重量超過等の悪質な違反は、深刻な事故の原因となるとともに、道路を劣化させる原因となるため、引き続き違反車両の抑止を図り、大型車両の通行適正化を推進してまいります。

○実施日 令和6年11月7日(木)9:30～

○場所 首都圏21箇所(詳細は別紙のとおり)

○取締結果

(道路法違反)

引込台数 68台 うち違反台数 27台

指導内容 指導警告 19台

措置命令 8台

※指導警告：違反の程度が軽微であり、措置を講ずるまでの必要がないと認められる場合に行う注意喚起

※措置命令：積載物の軽減措置や違反車両に高速道路外への退出措置等を命ずるもの

【措置命令を行った違反の具体例】

車両総重量42.9t(制限値30tを12.9t超過)の車両に対し、道路管理者から違反者に措置命令書を発出し、減載場所まで移動し、当該車両の諸元を車両制限令に規定する制限値以下にすることを命令

(道路運送車両法違反)

整備命令 引込台数45台のうち1台

(トラクタ・トレーラ別計上)

【問い合わせ先】

(取締全般について)

道路局 道路交通管理課 車両通行対策室 五十嵐、村田

TEL 代表：03-5253-8111(内線 37436)、直通：03-5253-8483

道路局 参事官(有料道路管理・活用)付 碓本、竹下

TEL 代表：03-5253-8111(内線 38382)、直通：03-5253-8491

(道路運送車両法関係について)

物流・自動車局 自動車整備課 杉本

TEL 代表：03-5253-8111(内線 42413)、直通：03-5253-8599

令和6年11月8日(金)

首都圏大規模同時合同取締を実施しました

～全21箇所、違反車両延べ28台に行政指導等を実施～

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会(以下、「連絡協議会」という。)は、構成する道路管理者が中心となり、関東・甲信エリアにおける警察及び運輸支局の大型車両の走行に係る3者の連携を深め、過去最大規模の21箇所、首都圏大規模同時合同取締を実施しましたので、お知らせします。

連絡協議会では、道路の適正かつ安全な利用を促進するために、特に道路構造物を劣化させる主要因である違法な重量超過車両への取組みを強化しています。さらに、近年増加している大型車両の

車輪脱落事故防止「**おとさない**」(P5参照)について運輸支局主導のもと、ドライバーへ呼び掛けを行いました。

今後も安全・安心して暮らせる社会の実現を目指し、『重量守り、道路を守ろう』を合言葉に大型車両の通行適正化を推進してまいります。



【道路が損傷した例】



【取締風景の一例】

道路法に基づく特殊車両の取締結果					道路運送車両法に基づく不正改造の取締結果		
機関名・会社名	引込台数	違反台数	(内 訳)		支局名	引込台数	整備命令発令台数
			措置命令台数	指導警告台数			
国土交通省関東地方整備局	41	14	1	13	東京運輸支局	10	0
東京都	5	4	0	4	神奈川運輸支局	2	0
埼玉県	2	1	0	1	埼玉運輸支局	6	0
首都高速道路株式会社	5	2	2	0	茨城運輸支局	9	1
東日本高速道路株式会社	8	4	4	0	栃木運輸支局	12	0
中日本高速道路株式会社	7	2	1	1	群馬運輸支局	0	0
計 <small>(括弧内の数値は令和5年度取締結果)</small>	68(51)	27(17)	8(5)	19(12)	山梨運輸支局	6	0
					計	45	1

※本合同取締は、平成28年度から連絡協議会の取組みとして、当会を構成する1都3県の道路管理者が中心となり、関係警察と連携しながら、下記問い合わせ先のメンバーで実施しました。

※道路運送車両法による取締では、車両ごとに検査するため、連結車の場合は「トラクタ部」「トレーラ部」各々に対する結果を計上しています。

問い合わせ先

◎ 関東地方整備局 道路部 交通対策課	TEL 048-601-3151
◎ 関東運輸局 自動車技術安全部 技術課	TEL 045-211-7255
◎ 東京都建設局 道路管理部 監察指導課	TEL 03-5320-5285
◎ 埼玉県 県土整備部 道路環境課	TEL 048-830-5101
◎ 首都高速道路株式会社 経営企画部 広報課	TEL 03-3539-9257
◎ 東日本高速道路株式会社 関東支社 広報課	TEL 048-631-0222
◎ 中日本高速道路株式会社 東京支社 広報・CS課	TEL 03-5776-5257
八王子支社 広報・CS課	TEL 042-691-1172

一定の基準(寸法・重量)を超えた大型車両を通行させるには通行手続きが必要です。手続きが「早い・簡単・便利」な「特殊車両通行確認制度」の運用を開始しています。

「お試し検索」も可能ですので、ぜひご利用ください。

合同取締の目的

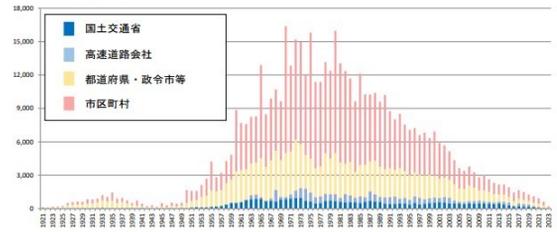
課題 道路インフラの老朽化

道路インフラは高度経済成長期に集中して建設され、老朽化が進行しています。2034年には、橋梁の60%以上が建設後50年を経過することとなり、深刻な老朽化の時代を迎えています。国民の財産である道路を安全かつ安心して途切れることなく利用



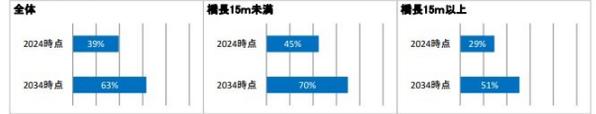
していただくため、限りある財源の中で、適切に維持管理をしていくには、いかに道路を長寿命化させていくかが喫緊の課題となっています。

○ 建設年度別橋梁数



※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁が約19.5万橋ある。
(出典)道路局調べ(2024.3末時点)

○ 建設後50年を経過した橋梁の割合

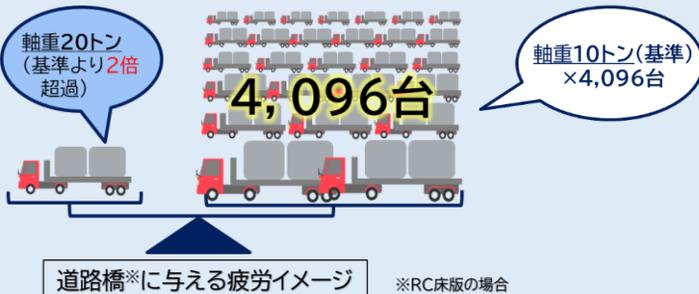


※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁が約19.5万橋ある。
(出典)道路局調べ(2024.3末時点)

(出典)道路メンテナンス年報2024年8月

影響 重量超過車両による走行がもたらす2大悪

重量超過車両による道路橋の劣化への影響は、重量(軸重)の12乗に比例します。左下図のように、軸重が基準(10トン)の2倍超過して走行した場合、特に道路橋※に対しては、**たった1台が軸重10トン車の約4,000台分以上の走行に相当し、老朽化した道路インフラに対して多大な影響を及ぼしています。**また、重量超過車両の走行は、交通事故に繋がりがやすく、道路交通への影響も甚大です。



道路橋※に与える疲労イメージ ※RC床版の場合



【特殊車両の重大事故事例】

無許可のセミトレーラ横転により、積荷が落下。国道が約12時間の通行止めとなった上、ガードレールや照明灯も損傷。

目標 合同取締の実施を通じて目指すこと

道路管理者は警察の協力を得て日頃から各地において現地での取締りや自動重量計測装置(WIM)による取締りを行うことで、違反車両の走行抑止を図っています。(右図)

これに加えて年1回、首都圏を中心としたエリアにおいて道路に関する法令を所管する三者(道路管理者・警察・運輸支局)が連携し、大規模かつ同時に行う『合同取締』を行うことで違反車両への更なる抑止を図っています。

この合同取締の実施により重量超過車両の走行による道路へのダメージや重大事故を削減して、**道路ネットワークの長寿命化及び持続的な物流の実現**を目指し、安心・安全な社会へ貢献します。



(左)現地取締 (右)自動重量計測装置による取締イメージ

参考 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会とは

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会は、大型車両の適正かつ安全な走行のために道路管理者、関係企業団体、関係行政機関等が連携して、平成28年1月に設立しました。本協議会では、特に道路構造物の劣化に大きな影響を及ぼす悪質な重量違反車両に対して、『重量守り、道路を守ろう』を合言葉に、広報を通じた各種取組みを行っています。

URL: <https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000015.html>

現地取締の一例



【東京国道事務所/東京運輸支局】辰巳車両検問所

〈特殊車両の引込み〉



【埼玉県】権現堂公園

〈マットスケールによる重量計測〉



【相武国道事務所/神奈川運輸支局】相模原車両検問所

〈台貫による重量計測及び寸法計測〉



【常陸河川国道事務所/茨城運輸支局】東茨城郡茨城町奥谷

〈道路法と道路運送車両法による合同取締〉



【大宮国道事務所】狭山車両取締基地

〈取締全景〉

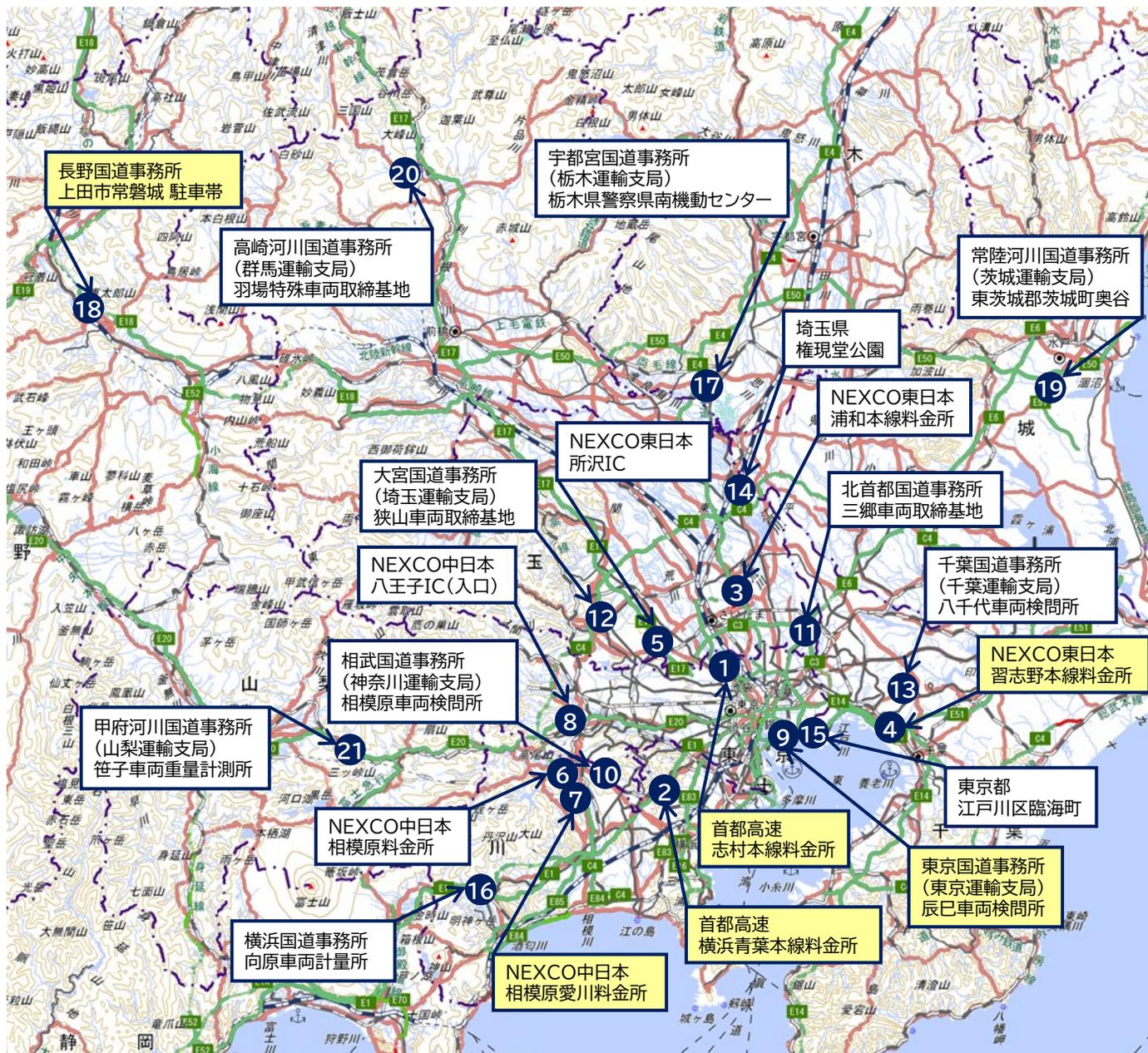


【東日本高速道路(株)】習志野本線料金所

〈違反者への指導〉

※ 掲載写真は取締風景の一例であり、掲載されている車両が違反車両だとは限りません。

首都圏大規模同時合同取締箇所別の道路法違反台数



※黄色の網掛けは、公開取締箇所(計6箇所)

(出典)国土地理院地図



大型車両の重量オーバーが道路や橋の劣化を早めている!

道路を守るため、車両の大きさや重さの上限が決められており、上限を超える車両は特殊車両通行手続きが必要です。例えば、軸重20トン車が道路橋の劣化に与える影響は、基準値の軸重10トン車の約4,000台分に相当します。悪質な違反車両が公共の道路の劣化を早めていますので、ルールを守って適正な大型車両の通行をお願いします。

安心して荷物を届けるために



荷主さん
無理な時間指定や急な荷物の増量などはせず、適切な輸送依頼を。



運送事業者さん
車両の通行に必要な特殊車両通行申請を。



ドライバーさん
許可証や回答書を携行し、あらかじめ通行経路などの確認を。

早い、簡単、便利な「特殊車両通行確認制度」の活用を!

10月は「大型車通行適正化推進月間」

— 重量違反車両等の取締りを強化しています —

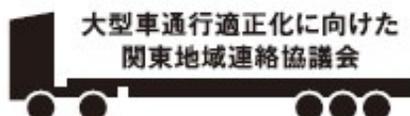
重量守り、道路を守ろう。



連絡協議会ホームページ



連絡協議会SMS
(特率特報X)



一般社団法人 千葉県トラック協会、一般社団法人 東京都トラック協会、一般社団法人 神奈川県トラック協会、一般社団法人 埼玉県トラック協会、一般社団法人 全国クレーン建設業協会 (千葉支部、東京支部、神奈川支部)、埼玉クレーン協会、警視庁、千葉県警察本部、神奈川県警察本部、埼玉県警察本部、国土交通省関東運輸局、千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市、東日本高速道路株式会社 関東支社、中日本高速道路株式会社 (東京支社、八王子支社)、首都高道路株式会社 (順不両)

特殊車両 通行**確認**制度 運用開始



無料でお試し検索!

・特殊車両通行確認制度のご利用はこちらへ

特車登録センター  で検索!

・制度や操作方法などのお問合せはこちらへ

 TEL 0120-161-948 (トウロクトクシャ)



国土交通省